

Q&A

2023/8/24版

Q1	2021年（令和3年）中に開業した。対象事業者となるか。
A1	対象になる。2021年（令和3年）の開業月から12月までの対象経費と、2022年（令和4年）の同月の対象経費で算定金額を求めること。
Q2	2021年（令和3年）中に開業した場合でも、算定金額計算式の258,000円及び298,000円は全額減じるのか。
A2	全額減じる。それによって算定金額が1,000円未満になった場合は給付対象外である。
Q3	【個人事業主】店舗が安芸高田市内にあるが、住民票は安芸高田市外である。対象となるか。
A3	対象となる。ただし、対象経費となるのは安芸高田市内で営業する店舗で使用した部分のみである。
Q4	【法人】決算が9月である。2021年及び2022年の対象経費とは、暦上（1月～12月）のエネルギー料金のことを指すのか。
A4	暦ではなく会計期間で考える。9月決算の場合は、会計期間が2020年10月1日～2021年9月30日の決算書等と、会計期間が2021年10月1日～2022年9月30日の決算書等で算出金額を計算する。ただし、受付期間中に2023年9月30日分の決算報告書等が整った場合はそちらで申請のこと。
Q5	事業所が安芸高田市外にも複数あるが、決算書（または損益計算書、収支内訳書）の光熱費等の全額を対象経費としてよいか。
A5	対象経費となるのは安芸高田市内の事業所等で使用したエネルギーのみである。安芸高田市外で使用した部分は補助対象外となるため控除分とし、安芸高田市内で使用した分だけで算定金額を計算すること。

Q6	対象となる経費が決算書上では「水道光熱費」でひとまとめになっている。電気代・ガソリン代・ガス代など、対象となるエネルギーの種別ごとに集計し、記載する必要があるか。
A6	水道光熱費で集計されている場合は、内訳書の「科目欄」に水道光熱費と記載し、金額をそのまま転記して差し支えない。ただし、対象外のエネルギーが含まれる場合は「2021年（または2022年）控除分」に対象外の金額を記入し、差し引いた金額で算定金額を計算すること。

Q7	製造業を営んでいる。水道光熱費とは別に、製造原価の中に対象となるエネルギーが含まれている。（例：動力費に含まれる電気代等）これらは補助対象になるか。
A7	動力費のうち、対象経費に該当する部分は補助対象になる。内訳書の「科目欄」に動力費と記載し、金額を転記のこと。ただし、対象外のエネルギーが含まれる場合は「2021年（または2022年）控除分」に対象外の金額を記入し、差引いた金額で算定金額を計算すること。

Q8	対象経費の「ガス代」にある「産業用ガス」とは具体的にどのようなものか。
A8	酸素、窒素、アルゴン、炭酸、水素、アセチレン、アンモニア、ヘリウムなど。その他のガスについては個別に問い合わせのこと。

Q9	対象経費の「燃料代」とはどのようなものがあるか。
A9	事業に用いる車両や重機、ボイラー、発電機等に使用した燃料である。具体的にはガソリン、灯油、重油、軽油などがある。

Q10	【法人】決算が7月であり、受付期間中の2023年9月末に新しい決算書等が完成した。申請に必要な決算書等はいつのを提出するのか。
A10	申請日時点で直近2期分となる。上記の場合、2023年9月に完成した決算書等（会計期間：2022年8月1日～2023年7月31日）と、その1期前（会計期間：2021年8月1日～2022年7月31日）の決算書等が添付資料となる。

Q11	決算書に「車両費」を計上している。主に事業用車両のガソリン代であるが、補助対象としてよいか。
A11	補助対象としてよい。ただし、対象となるのはガソリン代のみである。車検代や各種税金、修理費等の補助対象外の経費が含まれている場合は控除欄に記入し差し引いて算定金額を計算すること。

Q12	確定申告書に受付印がなく、e-taxの受信通知等も残っていない。代替書類があるか。
A12	e-taxまたは税務署窓口で取得できる「納税証明書」を代替書類として添付のこと。

Q13	【個人】水道光熱費は事業案分し、事業部分のみを経費計上している。総務省家計調査による「2人以上の世帯平均光熱水費」を差引く必要があるか。
A13	法人・個人含め一律のルールとして当該金額の控除を設定している。

Q14	対象経費が含まれる科目が複数あり、内訳の欄では足りない。どうすればいいか。
A14	入りきらない科目は「その他」に合計額を記入し、別紙（様式任意）に内訳を記載し提出のこと。

Q15	法人税申告義務がないため法人税申告書等の添付資料が用意できない。どうすればよいか。
A15	代替の書類で申請可能な場合がある。法人の種類や業種によって対応が変わるため、個別確認のこと。

Q16	タイトルに「中小企業等」とあるが、中小企業庁の定める中小企業の定義に該当しない場合は対象外か。
A16	本支援金においては支給額が1,000円以上であれば資本金・従業員数による制約はない。

Q17	原油及び電気給付金の受給歴有無や受給金額が分からない。どうすればいいか。
A17	交付決定通知や通帳の入金歴を参照、不明な場合は問合せのこと。

Q18	2021年または2022年中に法人成した場合または法人を廃止し個人事業主となった場合は、個人事業主（法人）であった期間の経費は対象外か。
A18	対象となる。ただし、税務署に提出した廃業届や法人設立届出書などで事業の継続性が確認できる場合に限る。

Q19	確定申告書に税理士事務所による「電子申告済」の印が押してある。電子申告されているものとして申請してよいか。
A19	税理士事務所等による「電子申告済」の印のみでは不可、電子申告による受付日時及び受付番号が確認できる資料を添付のこと。

Q20	【法人】決算報告書とは具体的にどのような書類か。
A20	貸借対照表、損益計算書、製造（完成工事）原価報告書（明細書）、販売費および一般管理費（明細書） ※業種によって作成状況が異なるため、不明な場合は問い合わせのこと。

Q21	請求内訳書に入力した電気代などの金額の証ひょう書類は提出する必要があるか。
A21	個別の料金については証ひょう書類の提出は不要としている。記入例に基づき作成し、ガイドに記載の応募時必要書類を添付して提出のこと。 ただし、支援金の給付に関し申請者に報告を求めたり、事業所へ立ち入りの上、帳簿書類等の調査をする場合があるので留意のこと。

Q22	損益計算書を作成していない、または作成していても光熱経費の科目が記載されていない、もしくは何らかの科目に統合されている場合、どうすればよいか。
A22	光熱経費の金額が分かる書類を添付して申請のこと。内容を確認し必要に応じて追加資料を求める等、個別に対応する。

Q23	複数のエネルギーを使用しているが、一部のエネルギー経費のみで支援金額の上限に達する見込みである。対象エネルギーのすべてを記載する必要があるか。
A23	対象となるエネルギーに係る経費を全て記載する必要はない。算定額の計算結果が支給額上限に達する部分までの記載でよい。

Q24	燃料小売業を営んでいる。販売用（商品）として仕入れたガソリン等の経費は対象経費として計上してよいか。
A24	本事業で対象となるのは光熱経費として使用したエネルギーに係る経費のみである。よって販売用（商品）として仕入れたガソリン等の経費は対象外となる。なお、LPガスやその他のエネルギーについても同様である。

Q25	対象となるエネルギー経費が、が算定金額の計算式中で減じる金額（2022年：298,000円、2021年：258,000円）未満であるが、算定金額が1,000円以上となった。給付対象となるか。
A25	対象経費が計算式中で減じる金額（2022年：298,000円、2021年：258,000円）未満の場合は支給対象外である。

Q26	安芸高田市内に複数の事業所があり、それぞれ異なった業種の事業を行っている。事業所ごとに複数の申請をすることはできるか。
A26	安芸高田市内に複数の事業所・業種があっても、1事業者あたり1回限りの申請となる。

Q27	申請受付期間中に新しい決算書類（仮に第10期とする）が完成し確定申告が完了した。支給額を計算したところ、第8期と第9期で算定金額を計算した方が支給額が多くなる。第8期及び第9期の光熱経費及び添付資料で申請してよいか。
A27	対象となる光熱経費は申請時点で確定申告が完了している直近2期分の決算書等から算出する。上記の問の場合、既に第10期の決算資料等が完成し確定申告が完了していることから、第9期と第10期で申請する必要がある。

Q28	対象となる光熱経費として電力費及び燃料費を計上している。このうち燃料費について、2022年の金額が2021年よりも少なくなっている。燃料費は除外して算定金額を計算してよいか。
A28	燃料費は除外して算定金額を計算してよい。ただし、2021年及び2022年の両年とも燃料費を除外して計算すること。2022年分のみ対象経費に含めて計算することはできない。